

県単河川維持工事（黒部川河道掘削工その２）

特記仕様書

一級河川利根川水系 黒部川
香取市 小見川 外

千葉県香取土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通 特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示す とおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 4 0 日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	4 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0. 7 8
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日:39 日間／年間
 - ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数:8 日間／年間
（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 3 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

	昼間作業	夜間作業	摘 要
・ 浚渫土処理工	1 人/日以上		交替要員なし
・ 工事用道路工	1 人/日以上		交替要員なし
・ 浚渫工	1 人/日以上		交替要員なし

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第4条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運

搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は次に示す場所へ搬出すること。

建設発生土は、片道運搬距離は、1.4 kmの小見川浄化センターに搬出するものとする。

第2章 施 工

第5条 土砂仮置き場

1. 土砂仮置き場は仮設平面図（参考図）を標準とする。これにより難しい場合には監督職員と協議することとする。
2. 土砂仮置き場の造成が完了した際にその形状を監督職員に報告するものとする。

第6条 河床等掘削

1. 河床等掘削を行うに当たり、事前測量を実施し、計画掘削土量を監督職員に報告すること。なお、測量の成果と設計数量に乖離がある場合は監督職員と協議するものとする。
2. 掘削後の土砂については仮設置き場へ一時運搬し、十分に乾燥させてから運搬搬出すること。なお、掘削土の運搬に際して、周辺道路を汚損した場合には、速やかに清掃を行うこと。
3. 河床等掘削を行う際に、汚濁防止フェンスを掘削箇所の下流側に設置し、流水の汚濁防止に努めること。
4. 掘削については、組立式台船での浚渫施工を想定している。
5. バックホウ浚渫船・土運搬船及び引船兼揚錨船について、前工事（令和8年度 県

単河川維持及び県単河川総合開発合併工事（黒部川河道掘削工）より引継ぐものとする。

6. バックホウ浚渫船・土運搬船及び引船兼揚錨船について、後発工事（（仮称）令和8年度 県単河川維持工事（黒部川河道掘削工その3））に引継ぐ予定である。

第7条 仮設工

- 敷鉄板及び汚濁防止フェンスについて、前工事（令和8年度 県単河川維持及び県単河川総合開発合併工事（黒部川河道掘削工））より引継ぐものとする。
- 敷鉄板及び汚濁防止フェンスについて、後発工事（（仮称）令和8年度 県単河川維持工事（黒部川河道掘削工その3））に引継ぐ予定である。

第8章 段階確認

受注者は、共通仕様書及び下記に記載のある段階のほか、必要と認められるものについて、監督職員と協議の上、段階確認を受けなければならない。

区 分	指 定 工 種	項 目・時 期	確認の程度
掘削工	河道掘削	掘削前	1回/1工事
		掘削後	〃

第3章 そ の 他

第9条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 河川浚渫 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない